

施設	選定方法／応募者数	指定候補者として選定した団体	選定理由(選定委員会の意見)	選定経過及び非公募の場合はその理由	問合せ先
<p>【名称】 西宮市立松原体育館 【所在地】 西宮市松原町2番41号</p>	<p>非公募</p>	<p>【団体名】 公益財団法人西宮スポーツセンター 【所在地】 西宮市河原町1番24号</p>	<p>市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るという指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類及びプレゼンテーションによる審査を行った。</p> <p>上記団体は、指定管理者制度について公募・非公募の両方で実績があり、所管している運動施設で、直近の令和2年度に行われた利用者アンケート結果では、利用者満足度が高い水準となっており、指定期間中において安定した管理運営とともに、充実したサービスの提供が期待できる。</p> <p>また、上記施設は他の体育館と比べて開館時間が長くなるが、利用枠の増加に対して、単に貸館事業を行ってだけでなく、団体が得意とする障がい者や勤労者スポーツ分野のスポーツ教室の実施を計画しており、利用者ニーズなどを踏まえつつ、施設設置当初の目的などにも合致した公益性に配慮した提案がなされている。</p> <p>以上のことから、指定候補者として妥当であると判断し、選定した。ただし、選定委員会としては、次のとおり意見を付す。</p> <p>① コロナ禍の影響により、厳しい経営環境に置かれているが、今後経済社会状況の回復に応じて、団体の経営基盤を安定させることが求められる。</p> <p>② 当該施設の当初の設立目的は、一般市民の健康増進を目的とすることに加え勤労者及び障がい者の福祉の生きがい高揚や健康増進を図ることに特化した施設であることから、これらの最近における利用率の減少傾向はあるものの、こういったマイノリティの方々が多方面から集える場として健常者との交流や異世代間とのつなぎの場を多く提供し、バリアフリーへの市民の理解を深める具体的な事業を考案すること。</p> <p>③ 利用者アンケートの否定的意見についても改善に臨み、それを検証できるシステムを構築すること。</p> <p>④ イベント誘致・親子体操教室などを積極的に行い、稼働率の向上に向けた努力が求められる。</p> <p>⑤ 施設面からは限られた予算でのリニューアルには限界があるが、施設の老朽化が進んでいる為、施設利用者が入館後明るくなれるよう、市と協力して壁色や電球の取り換えなども含め、現在より快適な施設づくりになるよう求める。</p>	<p>〔選定委員会開催〕 第1回委員会 令和3年10月5日 第2回委員会 令和3年10月12日 第3回委員会 令和3年10月19日</p> <p>【非公募の理由】 松原体育館においては、主として勤労者や障害者がともに活動できる施設としてこれまで運営に努めており、直営から指定管理者制度への円滑な移行のため、それらのノウハウ・実績・人材を有する公益財団法人西宮スポーツセンターを指定することが適切であることから、非公募としました。</p>	<p>スポーツ推進課 (0798)35-3568</p>